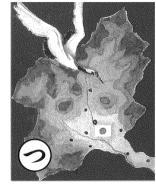




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月12日（金） 第10165号

目次

	ページ
告 示	
○土壌汚染対策法による区域の指定の解除（環境保全課）	2
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
公 告	
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	2
○開発工事の完了（建築課）	3
教育委員会訓令	
○職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）	4

■ 告 示

◎群馬県告示第6号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第50号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和6年1月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番14の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、太田都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月12日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 東金井工業団地南地区、富若西地区及び新田東部工業団地西地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 太田市東金井町、富若町、只上町、東今泉町、新田小金井町の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、太田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年1月12日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の太田農業振興地域は、太田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和6年群馬県告示第7号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成17年3月27日現在の太田市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川及び渡良瀬川の河川区域
- 3 昭和32年建設省告示第775号による都市計画法第11条第1項第2号の規定による太田都市計画公園第1号公園（東山公園）及び第2号公園（西山公園）の区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年1月12日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字川井字守理忍社巡1176、1183、1176先	佐波郡玉村町大字川井1185番地2 加藤沙織
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字稻荷林403-1、404-6	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕
3	邑楽郡千代田町大字上中森字東鍋田385、387-1、387-2、388-1、388-2、392-1、392-2、393、394、400-1、400-2、401-1、401-2、402-1、403、404-1、404-2、405-1、405-3、406、408-1、408-3、410、412-1、412-2、420-1、420-2、421-1、421-2、434-2、434-4、437-1、437-2、438-2、438-5、445-1、445-2、446-1、446-2、449-5、449-6、453、字西鍋田652-1、652-2、653-2、653-3、656、663、665、666、670-2、671、672-2、673-1、679-1、701-1、701-2、字谷端763、767-1、775-1、775-2、784-1、784-2、787-1、789-1、789-3、791-1、791-3、793-2、794-1、794-2、1803-1、1803-2、1804-1、1813-1、1815-2、1817-1、1818-3、字大船戸859-2、字東鍋田385地先水路、388-1地先水路、392-1地先水路、392-2地先水路、406地先水路、410地先道路の一部、420-1地先水路、字西鍋田656地先水路、656地先無地番、673-1地先水路、701-1地先水路の一部、字谷端775-1地先水路、775-2地先水路、784-1地先水路、784-2地先水路、794-1地先水路、794-2地先道路の一部、1804-1地先水路、1815-2地先水路	前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業管理者 中島啓介

■ 教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第一号

事務局

各教育機関(学校を除く。)

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年一月十二日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「勤務時間は、」の下に「事務局総務課長(以下「総務課長」という。)(が別に定めるところにより)」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削り、同条第四項中「休憩時間は、」の下に「総務課長が別に定めるところにより」を加え、「次に掲げる」を削り、各号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
